## (コラム7)

## 残されるペットはどうなる?死後にペットを危険にさらさないために



「自分にもしものことがあったら、大切なペットはどうなるのか……」と心配されている方も多いのではないでしょうか?

ペットは相続法上、相続財産である「モノ」として扱われます。

自分の死後、どこに預けるか、誰に譲渡するのかを決めておかないと、保健所に送られて殺処分 にされてしまうということにもなりかねません。

大切な家族の一員であるペットのためにも、生前にしっかりと準備をしておきましょう。

### 譲渡かペットホームかを検討する



飼い主が亡くなって、相続人がペットを引き取ることができなかった場合、ペットたちは保健所 に送られ、殺処分されてしまいます。

自分がこの世を去った後も、大切なペットの命を守るには2つの方法があります。

- ①ペットを引き取ってくれる親族や知人を探す
- ②ペットホームの利用

親族や知人でペットの引き取り手が見つかれば良いですが、見つからない場合にはペットホーム の利用を検討する必要があります。

ペットホームであれば、ペットの一生を安心して任せることができます。

生前に、自分の死後のことを考えて、ペットホームに自分のペットを引き取ってもらう契約をして おきましょう。

料金は、ペットの大きさなどによって異なりますが、約100万円程度と考えておくと良いでしょう。

いくつかのペットホームを比較検討して相談し、希望を聞いてもらえるかなどを確認しておくと安 心です。

### 遺言書に書くべきこと



親族や知人に引き取ってもらう場合も、ペットホームに預ける場合も、いづれにしても重要なのが、遺言書にペットのことを明確に記載しておくこと。

#### ①ペットを引き取ってくれる親族や知人を探す場合

この場合は、ペットを引き取ってくれる人と、「負担付き死因贈与契約」を結びます。

「負担付き死因贈与契約」とは、「遺産の中から飼育費を渡すので、ペットの引き取りとその後 の飼育をお願いします」という旨の公正証書を作成して契約しておくこと。

加えて、遺言書に「ペットの飼育費として~~(氏名)にXX円遺贈する」と明記しておけば大丈夫です。

遺言書を作成する際には、勝手に金額を決めず、事前に引き取ってくれる相手と相談しておくよう にしましょう。

#### ②ペットホームの利用

ペットホームを利用する場合には、ペットホームと「信託契約」を結んでおきます。

①の場合と同じように、引き取ってくれるペットホームに対し、飼育費を遺産の中から支払うという旨の契約を結んでおきます。

また、遺言書にもペットホームにペットを引き渡す旨を記載します。

①②どちらの場合でも、生前に契約を結んでおくことで、確実にペットを引き渡すことができ、 大切なペットの将来を保証することができます。

ペットを危険にさらさないために、必ず生前に万全の準備をしておくことが大切です。

# お気軽にご相談ください



大和田税理士事務所では、相続税に関するご相談を受け付けております。 「相続財産への課税が心配」「調べてみてもよく分からない」「身内に頼れる人がいない……」 などお悩みをお持ちの方は、ぜひ当事務所にご相談ください。